

第1号様式（規則第6条関係）

個人情報取扱業務概要説明書

事業名 臨時特例つなぎ資金貸付事業

本事業において取得、利用する個人情報（項目）	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍等の基本的事項 健康状態、病歴、障害の状況などの心身の状況 家族状況、婚姻歴、親族関係、住居などの家庭生活の状況 職業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰などの社会生活情報 財産、収入、納税状況、公的扶助、取引状況などの資産・収入の情報
個人情報の取得に際して提出を受ける書面等	借入申込書、借用書、本人確認書類、口座振替依頼書 住民票、戸籍謄本、所得課税証明書、納税証明書、印鑑登録証明書 その他各貸付審査及び償還手続並びに相談支援において必要な付随する書類 本人から個人情報を取得する他、本人以外の下記の第三者から個人情報を収集する。 ①全国の都道府県・市区町村社会福祉協議会、②民生委員及び民生委員協議会、③公共職業安定所、④福祉事務所、⑤都道府県・市区町村等の行政機関（警察を含む）、⑥生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関等の支援機関、⑦各種金融機関及び収納代行企業、⑧その他の関係機関（司法機関、法律家など）
個人情報の利用目的	臨時特例つなぎ資金貸付事業の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握するとともに、公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、利用者の自立を支援することを目的とする。 また、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
個人情報の利用方法及び外部（第三者）への提供	（１）保管及びデータ管理の方法 書面は、鍵付きのキャビネットで保管するとともに、所定の保管場所から搬出する際は記録簿に記入して管理する。 関連データはセキュリティ対策を講じたハードディスクで管理する。また、取得した個人情報を生活福祉資金業務システムに登録し、登録データはオンライン結合して、他都道府県の社会福祉協議会が個人情報を取得することが可能な状態とする。 （２）具体的利用内容 貸付相談、貸付審査、償還手続、相談支援、生活困窮者自立支援事業との連携など、本事業の利用者を支援するために行うものに利用する。 （３）外部（第三者）への提供 事業の利用目的の達成に必要な範囲において、下記の第三者に対して個人情報を提供する。なお、借受人等相互間において個人情報を提供することはこれに該当しない。 ①貸付審査等運営委員会、②全国の市区町村社会福祉協議会、③民生委員及び民生委員協議会、④他の都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、⑤公共職業安定所、⑥福祉事務所、⑦都道府県・市区町村等の行政機関（警察を含む）、⑧生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関等の支援機関、⑨各種金融機関及び収納代行企業、⑩その他の関係機関（司法機関、法律家など）
その他特記事項	特になし
担当課・所	福祉資金課